

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～二十八 (略)

二十九 六・七・八・九・十・十一～キサクロロ一一・五・五

a・六・九・九a～ヘキサヒドロ一六・九一メタノ一一・四
・三ベンゾジオキサチエピン＝三～オキシド（別名エンド
スルファン又はベンゼエピン）

三十 ヘキサブロモシクロドデカン

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一～二十八 (略)
(新設)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学 物質	一〇十三（略）	（略）	製品
第一種特定化学 物質	一〇十三（略）	（略）	製品

第一種特定化学 物質	一〇十三（略）	（新設）	製品
第一種特定化学 物質	一〇十三（略）	（新設）	製品